

生命を守るために

—すべての「暴力」を許さない—



今このときも、世界中で民族紛争や民主化運動への弾圧などの「戦争」が絶え間なく起こっています。私たちの身のまわりでも、子どもたちや高齢者、障害者への虐待、配偶者や恋人からの暴力(DV)など、暴力に関わる不幸な事件が後を絶ちません。家庭内で命が奪われる出来事、幼い子どもや女性が通り魔的に襲われる事件なども次々と起こっています。

このようなすべての「暴力」は、人の身体を傷つけるだけでなく、精神をも傷つけ、さらには人としての生きる尊厳さえ奪い取る「人権侵害」です。

人権を大切にする社会は、すべての人の「生命」を守り、すべての人に「安心・安全」をもたらします。虐待やDV・ストーカーなど、社会にはびこる暴力行為を許さず、すべての人が安心して自分らしく生きられる社会をめざしましょう。

泉佐野市

一人で悩まず みんなの力で



人権を傷つけるさまざまな暴力に気づいたときは、できるだけ早くまわりの人に相談しましょう。まわりの人の生命を守るのは、あなたの力、地域の力です。

電話相談窓口一覧

	相談窓口		電話番号
D V	配偶者暴力相談支援センター	大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890
		岸和田子ども家庭センター	072-441-7794
	いずみさの女性センター		072-469-7125
ストーカー	ストーカー110番(大阪府警察本部)		06-6937-2110
子どもの虐待	泉佐野市役所子育て支援課		072-463-1212
	岸和田子ども家庭センター		072-441-0125
高齢者の虐待	泉佐野市役所高齢介護課		072-463-1212
	泉佐野市社協地域包括支援センター		072-464-2977
その他人権に関する相談	泉佐野市役所人権推進課		072-463-1212

※暴力の現場の目撃など、緊急時には110番または、最寄りの警察署へ

泉佐野市 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

TEL 072-463-1212

FAX 072-464-9314

女性への暴力

●ドメスティック・バイオレンス(DV)

家庭内で、配偶者やパートナーから暴力を受けることをドメスティック・バイオレンス(DV)と言います。家庭内のことだからと、まわりの人が関与しにくかったり、暴力を受けている本人も他の人に相談することがためらわれたりして、問題解決が遅れてしまうことがよくあります。

しかし、どのような事情があっても「暴力は犯罪行為」です。まわりの人びとの理解を深め、家庭内での暴力をなくしていきましょう。

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
2002年4月1日全面施行、改正法2004年12月2日施行

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

※保護の対象となる被害者は、配偶者(内縁を含む)であり、女性には限定されていない。

●デートDV

DVは、主に夫婦間で起こる家庭内の暴力ですが、同居していない恋人同士の間で起こる暴力はデートDVと呼ばれています。

10歳代から20歳代に交際相手がい
た人のうち何らかの暴力にあたる
行為を受けた経験のある人

9人に1人

(2009年度大阪府男女共同参画に関する府民意識調査)

！ からだへの暴力だけでなく、行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行動もデートDVのひとつです。
一人で悩まないで、早めに相談しましょう。

●ストーカー行為

恋人もしくは別れた恋人(時には一方的な思い込みの場合もあります)に、しつこくつきまとい、危害を加えるような行為です。

命に関わるような大きな犯罪に発展することも多く、DV同様、法律で罰せられます。

女性に対する暴力はなぜ減らない?!

配偶者等からの暴力は、女性の人権を著しく侵害する社会的な問題であるとともに、男女間の固定的役割分担意識、経済力の格差、男尊女卑意識の残存など、現在男女が置かれている社会状況に根ざした問題です。男女共同参画社会を形成していくために、克服すべき重要な課題なのです。

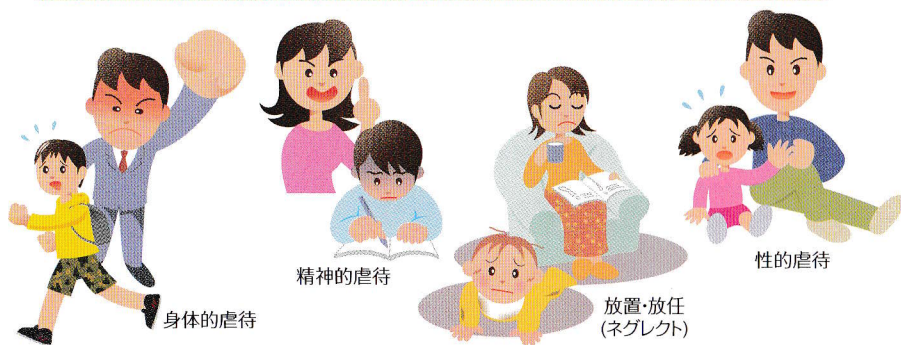
社会の中で刷り込まれてきた「男らしさ」「女らしさ」は、「多少の暴力は…」「私さえ我慢すれば…」と、憎むべき暴力を肯定してしまうことがあります。「性」にしばられず、お互いの人権を尊重しあい、すべての人が自分らしく生きられる社会をめざしましょう。



児童虐待の種類

児童虐待には、いくつかの種類があります。子どもに傷あとが残ったり、生命が危くなるようなけがをさせたり、身体に苦痛を与えることを身体的虐待と言います。「しつけ」との区別が難しく、なかなか表面に現れません。

身体的虐待以外に、言葉や態度によるいじめにより、子どもを情緒不安定にさせたり心に傷をつくる精神的虐待や、子どもに適切な衣食住の世話をしないなど、子どもを放ったらかしにしておく放置・放任(ネグレクト)があります。なぐる、蹴るだけが虐待ではないのです。また、性的ないたずらや性行為の対象とする性的虐待や経済的搾取など、もっと見えにくい虐待もあります。



子どもの権利条約(日本は1994年に批准)でも、「虐待・放任からの保護」は明示されています。

第十九条 親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが、暴力をふるわれたり、むごい扱いを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

虐待の連鎖

親が子ども時代に受けた虐待の経験が、世代をまたいで子どもへの虐待を引き起こしている例も少なくありません。虐待者を責めるだけでは問題は解決しません。

しつけと虐待

まわりの人から見れば、「ちょっとおかしいな」と気づきつつも、それが「しつけ」なのか「虐待」なのか迷ってしまうことがあります。また、親自身も「しつけ」のつもりで子どもをひどく傷つけてしまうことがあります。

大切なことは、愛情の有無ではなく、結果的に子どもの心身に悪影響を与える行為、子どもが苦痛に感じる行為は、子どもの人権を大切に考えていない行為であり、虐待にあたるということです。

子どもを守る地域の力

まわりに、虐待に苦しんでいる子どもはいませんか？
「虐待かも知れない」と思ったら、出来るだけ早く、「子ども家庭センター」などの関係機関に通告(報告)をしてください。「早期発見」「子どもの安全確保」が最も大切です。

児童虐待防止法

2000年5月24日施行、改正法2004年10月1日施行(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを福祉事務所もしくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならない。

高齢者への虐待

高齢者に対する虐待が社会問題化しています。高齢者による高齢者の介護の実態も増え、少子化、核家族化などの社会の変化も原因の一つだと考えられます。また、高齢者施設内での「拘束」に関わる虐待も問題になっています。

また、認知症の高齢者や一人暮らしの高齢者などが、悪質商法の被害にあって、財産や金銭を取られてしまう事件も起きています。

虐待を含め、高齢者に関わって起こる人権侵害は、高齢者の尊厳、そして高齢者の生命にも関わる大きな課題です。

高齢者が豊かな経験や知識を活かしながら、安心して自立した暮らしが送れるよう支援するとともに、社会を支える重要な一員として社会活動に参加できるよう、みんなで考え、お互いに支え合っていくことが大切です。



生命を守るために

自然災害が起こった時、子どもたちや高齢者、障害者が特に大きな被害を受けてしまうことがあります。このような人びとを「災害弱者」と呼んでいます。「災害弱者」の生命と安全を守るのは、日頃から培われている地域のつながりであることが過去の災害からの教訓とされています。虐待やDVなどの暴力を許さない社会づくり、地域に住む一人ひとりが尊重され、大切にされる地域コミュニティづくりは、生命を守るための大きなポイントです。

また、まわりの人の人権を大切に考えることは、自分の人権を大切に考えることにつながります。そして、すべての人の人権が大切にされる人権意識に満ちあふれたまちは、あなたの生命を含めて、そこに住むすべての人びとの生命を守ります。人権教育の充実と人権啓発の広がりが求められています。

一人ひとりができることは小さなことかも知れませんが、子どもたちやお年寄り、障害を持った人や外国人をはじめすべての人の生命が守られ、すべての人が自分らしく生きられる社会の実現に向けて、できることから始めましょう。

泉佐野市では、多様化する人間尊重の立場から市民の安全を守り、平和で明るい国際都市としての飛躍をめざし、「暴力排除都市」宣言をしています。すべての人びとの「安全」と「安心」が守られる、暴力のない平和な社会を一人ひとりの思いと行動を重ねながら形づくっていきましょう。

暴力排除都市宣言

すべての市民の生命と幸福で安定した生活を守るためには、あらゆる暴力行為を絶滅しなければなりません。市では、市民の総力をあげて民主社会の公敵たる暴力を追放する一大運動を展開し、「暴力排除都市」を宣言して明るく住みよい都市の実現に尽力しています。

1965(昭和40)年3月12日